

ID: 223

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市国民健康保険条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第136号		
【根拠条文】 (葬祭費の支給) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として3万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日